

県立日高高等学校 生徒指導（教職員の生徒への接し方）に係る校内ルール

1 はじめに

教職員は、全体の奉仕者としての自覚と高い倫理観、使命感を持って生徒を指導し、生徒・保護者・地域からの信頼や学校教育への信頼を傷つけることのないよう、常に襟を正して行動することが必要です。日高高等学校では、生徒への接し方について下記のとおり対応します。

2 生徒への連絡について

生徒への連絡や指示は原則としてホームルームやミーティング等を利用し、校内で計画的に行う。電話等を利用する場合は、次のルールに従って行う。

(1) 携帯電話の使用について

生徒への連絡は、保護者を介して固定電話で行う。やむを得ず生徒の携帯電話にかける場合は、教育活動（実習指導・部活動指導・行事指導等）の必要時に限る。

(2) メール・SNSの使用について

①教職員と生徒の間での使用は、緊急時に限る。内容は教育活動に関することに限り、メールやSNSを通じての私的なやり取りはしない。

②必要時であっても、メールやSNSを通じて直接的なやり取りを行う場合は、複数の職員間で情報を共有し、透明性を図る。

(3) 保護者・管理職の事前承諾について

連絡方法として生徒の携帯電話やメール・SNSを使用する場合は、その旨を通信・文書に明記し、事前に配布して承諾を得ておく。

3 生徒の面談や相談等の実施方法について

(1) 複数の教職員により情報を共有し、組織的に対応する。

(2) 相談は校内での面談や家庭訪問（原則として保護者在宅の生徒宅）で行い、メールやSNSは使用しない。

(3) 1対1で面談等を実施する場合は、部屋のカーテン、窓や扉を開ける等、密室状態等にならないように配慮する。

4 教職員の自家用車への生徒の乗車について

(1) 緊急時を除き、原則として自家用車には生徒を乗せない。

(2) やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合は、複数の職員で状況を共通理解し、管理職にも事前に連絡する。